

平成22年6月

教育警察常任委員会資料

付託議案審査

- 議案第104号
財産の取得について 【資料1】 ----- 1頁

所管事項報告

- 2010年(平成22年)版 県政報告書(案)について 【資料2】 ----- 3頁
 - * 重点くらし4 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備
 - * 施策名322 地域安全対策の推進

- 犯罪情勢・交通情勢
 - * 犯罪情勢について 【資料3】 ----- 7頁

 - * 街頭犯罪等抑止総合対策の推進について 【資料4】 ----- 9頁


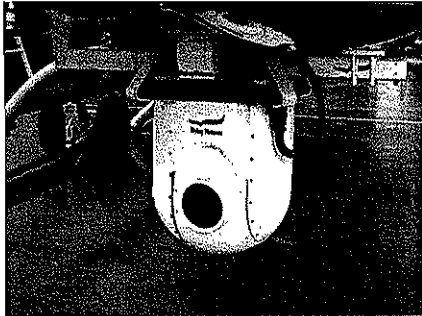
 - * 交通事故の発生状況と自転車安全利用促進事業
の実施結果について 【資料5】 ----- 10頁

- 重点調査項目
 - * 暴力団排除条例(案)について 【資料6】 ----- 12頁

三重県警察本部

議案第104号

財産の取得について

契約の名称	ヘリコプターテレビシステム機上設備の購入
履行の場所	三重県警察本部生活安全部地域課警察航空隊
契約の金額	90,300,000円
契約の相手方の住所及び氏名	津市栄町2丁目312番地 日本電気株式会社三重支店 支店長 中村 悟
契約締結年月日	平成22年5月24日(仮契約日)
契約期間	三重県議会の議決日から平成23年2月10日
契約内容	<p>警察本部生活安全部地域課警察航空隊のヘリコプターテレビシステム機上設備の更新に係る同機上設備一式の購入</p> <p>機器の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カメラ部 1式 ○ アンテナ部 1式 ○ 画像送信部 1式 ○ 信号処理部 1式 ○ モニター部 1式 ○ 映像記録部 1式 ○ 静止画記録装置 1式
契約の方法	一般競争入札(平成22年5月17日)
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">※ 写真は現在配備の物</p>	

一般競争入札結果

入札件名		ヘリコプターテレビシステム機上設備の購入			入札日時		平成22年5月17日(木曜日)午前10時		
入札者名	落札決定	順位	第1回入札価格	順位	第2回入札価格	順位	第3回入札価格	備考(納税確認等)	
日本電気株式会社 三重支店	落札	1	86,000,000						
株式会社 東通インターナショナル		2	93,600,000						
池上通信機株式会社 名古屋営業所		3	99,000,000						

重点 くらし 4 安全・安心まちづくりのための重点的基盤整備

主担当部：警察本部

重点事業の目標

県民の犯罪に対する不安を解消するためには、犯罪発生件数を減少させることはもとより、子どもから高齢者までのあらゆる人びとが、心から「安全・安心」を実感できる地域社会を実現することが求められています。このため、県民に不安を与える凶悪犯罪等の徹底検挙や地域における犯罪抑止力を高めることなどを目的とした、ハード・ソフト両面の治安基盤整備を重点的に推進します。

現段階での進展状況と4年間の視野に入れた総合的評価

【評価結果をふまえた重点事業の進展度】

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

- ・ 数値目標項目である凶悪犯の検挙率は70.8%で目標を達成することができませんでしたが、重点事業を構成する5事業すべての構成事業の目標を達成することができたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
- ・ 最終年度において、構成事業は事業目標を達成できる見込みです。
- ・ 数値目標項目の凶悪犯の検挙率については、目標達成に向けて取り組んでいきます。

【重点事業の数値目標の達成状況】

数値目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
凶悪犯の検挙率	—	77%	78%	79%	80%	0.90
	76.5%	81.9%	88.2%	70.8%		

【構成事業の事業目標平均達成率】 100%

【事業費（千円）】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計
策定時の見込額	405,011	411,000	403,000	409,000	1,628,011
決算額等	377,227	352,596	377,219	361,355	1,468,397

重点事業を構成する事業全体の2009年度事業目標の達成状況

【事業目標達成状況（目標達成事業数／構成事業数）】 5／5

【達成状況に対するコメント】

- ・ すべての構成事業において、事業目標を達成することができました。

重点事業の目標を達成するために残された課題と 2010 年度の取組方針

- ・ 2009 年中の凶悪犯罪の発生件数は 89 件で、前年と比べて 4 件増加し、県民に大きな不安を与えているため、犯罪被害者への支援に配意しつつ、初動警察活動を強化し、捜査支援システムの整備などをはかり、凶悪犯罪等の徹底検挙に努めます。
- ・ また、凶悪犯罪に発展するおそれのある子どもや女性への声かけ事案、高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺事件は依然として後を絶たず、ひったくりや車上ねらい等の街頭犯罪が増加したことから、県民が「安全・安心」を実感できるよう、交番・駐在所の整備と機能の充実をはかるとともに、犯罪情報の発信、自主防犯活動への支援等を推進し、地域と一体となって犯罪の抑止に取り組みます。

重点事業を構成する事業と取組内容

事業名						
目標名	事業目標				目標達成状況	2009 年度の主な取組内容
	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度		
	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値		
(1) 犯罪抑止の最前線拠点整備事業						
治安拠点の重要整備地区数 (累計)	4/16 拠	8/16 拠	12/16 拠	16/16 拠	1.00	交番・駐在所の緊急整備 (4 か所)
	4/16 拠	8/16 拠	12/16 拠			
事業費 (千円)	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	4 か年計	
上:策定時の見込額	149,577	146,000	136,000	175,000	606,577	
下:決算額等	129,700	112,557	116,936	143,240	502,433	
(2) 捜査支援システムの整備事業						
凶悪犯罪等を検挙するための重要整備地点数 (累計)	4/14 地点	11/14 地点	12/14 地点	14/14 地点	1.00	捜査支援システムの整備 (2 基)
	4/14 地点	10/14 地点	12/14 地点			
事業費 (千円)	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	4 か年計	
上:策定時の見込額	128,207	122,000	125,000	92,000	467,207	
下:決算額等	126,056	108,322	130,705	86,605	451,688	
(3) 生活安全センターとしての交番機能強化事業						
全交番に占める交番相談員の配置率	82.5%	100%	100%	100%	1.00	交番相談員の増員 (1 人)
	82.5%	100%	100%			
事業費 (千円)	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	4 か年計	
上:策定時の見込額	106,855	133,000	133,000	133,000	505,855	
下:決算額等	102,145	124,638	123,328	124,119	474,230	
(4) 犯罪のないまちづくり活動支援事業						
犯罪情報の発信事業整備地区数 (累計)	5/18 拠	10/18 拠	14/18 拠	18/18 拠	1.00	タイムリーな犯罪分析情報の発信 (4 地区)、犯罪抑止広報の実施 (4 地区)
	5/18 拠	10/18 拠	14/18 拠			
事業費 (千円)	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	4 か年計	
上:策定時の見込額	8,348	7,000	6,000	6,000	27,348	
下:決算額等	7,639	6,035	4,622	5,741	24,037	
(5) 犯罪被害者が安心して暮らせる環境づくり推進事業						
支援活動に従事した地域住民の数	50 人	100 人	150 人	200 人	1.00	情報の提供 (54 回)、研修会の開催 (6 回)、イベント開催 (1 回)
	70 人	130 人	180 人			
事業費 (千円)	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	4 か年計	
上:策定時の見込額	12,024	3,000	3,000	3,000	21,024	
下:決算額等	11,687	1,044	1,628	1,650	16,009	

施策名 322 地域安全対策の推進

主担当：警察本部 首席参事官 濱口 昇 電話 059-222-0110

施策の目的

県民が、犯罪や事故に対する不安を感じることなく、安心して暮らしています。

評価結果をふまえた施策の進展度

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

【判断理由】

- 主指標（刑法犯認知件数）、副指標（凶悪犯の検挙率）とも目標の達成に至りませんでした。9割程度の達成状況となっていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

各種データ

目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
【施策目標項目（主指標）】						
刑法犯認知件数	—	27,000件	25,000件	24,000件	24,000件	0.94
	28,103件	25,964件	25,348件	25,540件		
【県の取組目標項目（副指標）】						
凶悪犯の検挙率（32205）	—	77.0%	78.0%	79.0%	80.0%	0.90
	76.5%	81.9%	88.2%	70.8%		

基本事業名	基本事業の目標項目	2009年度 目標値	2009年度 実績値	目標 達成状況
32201 みんなで進める安全・安心まちづくり総合対策の推進	街頭犯罪等の発生件数	4,500件	4,620件	0.97
32202 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化	重要窃盗犯の検挙人員	300人	182人	0.61
32203 組織犯罪対策の推進	暴力団検挙人員	350人	246人	0.70
32204 犯罪被害者支援対策の充実	被害者相談の満足度	85.0%	85.3%	1.00
32205 県民の安全を守る活動基盤の整備	交番・駐在所施設の充実度（相談室・バリアフリー）	42.0%	45.8%	1.00

(単位：百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
予算額等	6,899	4,939	5,119	5,893	5,847
概算人件費 (配置人員)					

2009年度の取組概要

- ・ 県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、街頭パトロールや検挙活動を強化したほか、地域住民、関係機関・団体と連携し、犯罪実態に応じた合同パトロールの促進、各種防犯訓練・講話の実施、自主防犯活動の育成・支援などを推進しました。
- ・ 多発する犯罪の抑止や検挙向上のため、犯罪多発地域の主要な2地点に捜査支援システムを増設するとともに、1交番・3駐在所を緊急に整備し、交番相談員をすべての交番に配置するなど活動基盤の充実を図りました。また、犯罪実態に対応した組織の見直し、業務の合理化・効率化などにより警察力の街頭活動へのシフトに努めました。
- ・ 犯罪被害情報を提供する「犯罪被害者支援システム」の運用などにより、犯罪被害者支援対策の充実を図りました。

評価（成果や課題、その要因）

- ・ 2002年（平成14年）をピークに6年連続で減少していた刑法犯認知件数が、2009年（平成21年）は3月以降増加に転じ、25,540件（前年比192件増）となりました。中でも、車上ねらい、自転車盗等の県民の身近なところで発生する街頭犯罪などが多発し、県民の不安を十分に解消するには至っていない状況にあります。
- ・ 2009年中の凶悪犯の認知件数は89件（前年比4件増）、検挙率70.8%（前年比17.4ポイント減）で、経済情勢が悪化する中において、コンビニ等を対象とした強盗事件等が増加したことから目標値を達成できませんでした。

2010年度の取組方向

- ・ 凶悪犯罪等をより迅速に検挙するため、初動警察活動を強化し、捜査支援システムの拡充などを推進します。
- ・ 増加傾向にある街頭犯罪等を減少させるため、生活安全センターとしての交番・駐在所等の整備と機能の充実をはかるとともに、犯罪が多発する地区を重点とした街頭パトロールや検挙活動を強化します。
- ・ 暴力団による犯罪組織、国際犯罪組織等の弱体化をはかるため、あらゆる法令を駆使して取締りを強化します。また、地域住民や自治体等と連携し、社会全体での暴力団排除活動を推進します。
- ・ 地域と一体になった犯罪抑止対策を推進するため、犯罪情報等の発信、自主防犯活動への支援を行うなど、街頭犯罪、子ども等への声かけ事案や振り込め詐欺の発生を抑止します。
- ・ 犯罪被害者等への適切な支援のため、その支援体制等の充実をはかり、一層きめ細かい対応を行うなど、県民のニーズにこたえます。

犯 罪 情 勢 (5月末現在)

1 刑法犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成21年	25,540	6,624	3,579	25.9%
平成22年1-5	9,106	2,398	1,319	26.3%
平成21年1-5	10,229	2,275	1,418	22.2%
増減数(率)	-1,123(-11.0%)	+123(+5.4%)	-99(-7.0%)	+4.1P

- 本年5月末現在の刑法犯認知件数は9,106件で、前年同期に比べ1,123件、率にして11.0%減少しています。
- 検挙件数は2,398件で、前年同期に比べ123件、率にして5.4%増加し、人員は1,319人で、前年同期に比べ99人、率にして7.0%減少しています。

2 凶悪犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成21年	89	63	58	70.8%
平成22年1-5	22	12	12	54.5%
平成21年1-5	40	22	18	55.0%
増減数(率)	-18(-45.0%)	-10(-45.5%)	-6(-33.3%)	-0.5P

※ 凶悪犯：殺人・強盗・放火・強姦

- 本年5月末現在の凶悪犯の認知件数は22件で、前年同期と比べ18件、率にして45.0%減少しています。
- 検挙件数は12件で、前年同期と比べ10件、率にして45.5%、人員は12人で、前年同期に比べ6人、率にして33.3%それぞれ減少しています。

3 振り込め詐欺

	認知件数	被害金額
平成21年	125	約8,930万円
平成22年1-5	17	約710万円
平成21年1-5	56	約4,880万円
増減数(率)	-39(-69.6%)	-約4,170万円(-85.5%)

※ 振り込め詐欺：オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺

- 本年5月末現在の認知件数は17件で、前年同期と比べ39件、率にして69.6%、被害額は710万円で、前年同期と比べ約4,170万円、率にして約85.5%それぞれ減少しています。

4 組織犯罪の状況

(1) 暴力団犯罪

	検挙人員	うち	
		刑法犯	特別法犯
平成21年	246	189	57
平成22年1-5	70	44	26
平成21年1-5	96	71	25
増減数(率)	-26(-27.1%)	-27(-38.0%)	+1(+4.0%)

- 本年5月末現在の検挙人員は70人で、前年同期と比べ26人、率にして27.1%減少しており、刑法犯が44人で、全体の62.9%を占め、特別法犯が26人で、37.1%を占めています。

(2) 銃器・薬物犯罪

	けん銃押収状況		薬物犯	
	押収数	うち暴力団関係	検挙人員	うち暴力団
平成21年	9	2	151	59
平成22年1-5	5	0	72	29
平成21年1-5	6	2	64	26
増減数(率)	-1(-16.7%)	-2(-100%)	+8(+12.5%)	+3(+11.5%)

- 本年5月末現在のけん銃押収状況は5丁で、前年同期と比べ1丁、率にして16.7%減少しています。
- 本年5月末現在の薬物犯検挙状況は72人で、前年同期と比べ8人、率にして12.5%増加しています。

5 来日外国人犯罪

	検挙人員		
		うち刑法犯	うち特別法犯
平成21年	242	179	63
平成22年1-5	63	39	24
平成21年1-5	104	75	29
増減数(率)	-41(-39.4%)	-36(-48.0%)	-5(-17.2%)

- 本年5月末現在の来日外国人犯罪の検挙人員は63人で、前年同期と比べ41人、率にして39.4%減少しています。
- 検挙人員のうち刑法犯が39人で、全体の61.9%を占め、特別法犯が24人で、38.1%を占めています。

街頭犯罪等抑止総合対策の推進について

1 街頭犯罪等の認知状況（平成22年1～5月の状況）

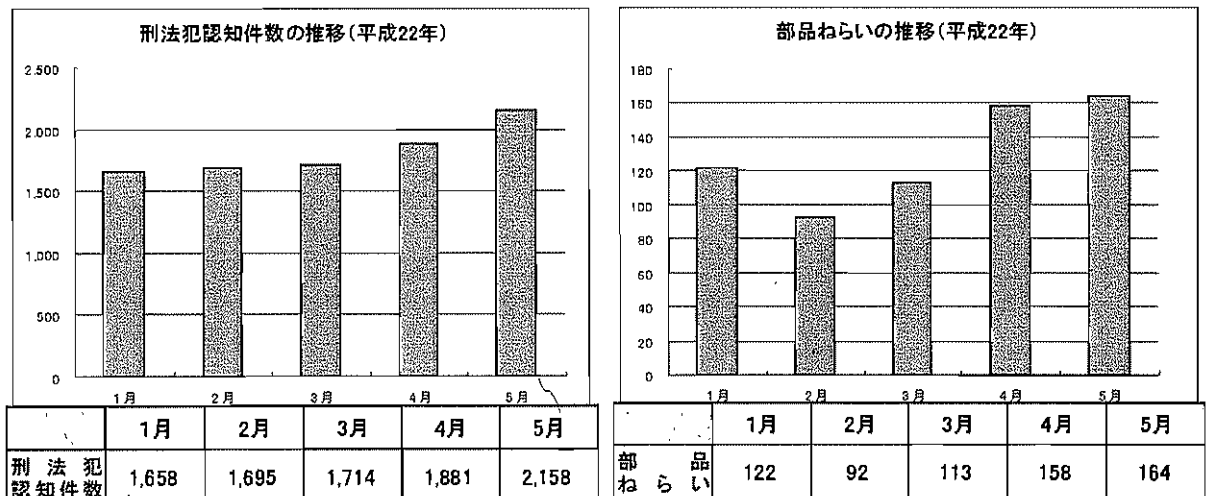
- 刑法犯認知件数は、前年同期比で1,123件(11.0%)減少
- 街頭犯罪等(重点対象9類型)の認知件数は、前年同期比で350件(18.5%)減少

区分	刑法犯総数	重点対象9類型									総量抑制対象4類型					
		計	空き巣	忍込み	自動車盗	ひったくり	ねら上	路上強盗	わ強いせつ制	強姦	略取誘拐	計	オートバイ盗	自転車盗	部品ねらい	万引き
平成22年(5月)	9,106	1,540	354	99	162	30	868	1	20	5	1	3,555	290	1641	649	975
平成21年(5月)	10,229	1,890	300	134	187	77	1,153	4	26	8	1	3,585	316	1747	481	1041
対 比	-1,123	-350	54	-35	-25	-47	-285	-3	-6	-3	0	-30	-26	-106	168	-66
	-11.0%	-18.5%	18.0%	-26.1%	-13.4%	-61.0%	-24.7%	-75.0%	-23.1%	-37.5%	0.0%	-0.8%	-8.2%	-6.1%	34.9%	-6.3%

(注) 表中の増減率は、前年同期との比較をパーセントで示す。

2 刑法犯認知件数等の推移

- 刑法犯の認知件数、部品ねらいの認知件数とも増加傾向にある。



【生活安全企画課の集計による】

3 抑止対策

(1) 増加傾向にある犯罪に対する重点的対策

○ 部品ねらい、車上ねらい対策

発生実態に応じた街頭活動の強化、自動車を駐車する際の「確実なドアロックと車内に物を置かないこと」を中心とした広報等

○ 空き巣等侵入盗対策

防犯講話、巡回連絡等による防犯指導、発生実態や被害防止対策などの広報、防犯性能の高い建物部品や各種防犯機器の広報等

(2) 自転車盗対策

自転車盗難防止モデル校を指定しての生徒会活動等を通じた対策、緊急雇用創出事業を活用した防犯パトロール事業の実施等

(3) 子ども・女性の犯罪被害防止対策

登下校時の子どもの見守り活動、誘拐防止教室や女性を護身術教室等の開催、声かけ・つきまとい事案に対する、先制・予防的活動の強化等

交通事故の発生状況と自転車安全利用促進事業の実施結果について

1 交通事故発生状況

(1) 平成21年中（確定数）

	総件数	人身事故件数		死者数	負傷者数	物損事故件数	
			死亡事故				
平成21年	60,399	11,372	109	112	15,126	49,027	
平成20年	61,793	11,886	109	110	15,608	49,907	
増 減	数	-1,394	-514	±0	+2	-482	-880
	率	-2.3	-4.3	0.0	1.8	-3.1	-1.8

(2) 過去5年の人身事故件数、死者数及び人口10万人当たりのワースト順位の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
人身事故件数	13,441	13,123	12,790	11,886	11,372
死者数	163	167	118	110	112
ワースト順位	5	2	14	11	10

(3) 平成22年5月末（概数）

	総件数	人身事故件数		死者数	負傷者数	物損事故件数	
			死亡事故				
平成22年	25,524	4,648	44	44	6,124	20,876	
平成21年	24,878	4,717	45	48	6,290	20,161	
増 減	数	646	-69	-1	-4	-166	715
	率	2.6	-1.5	-2.2	-8.3	-2.6	3.5

※ 人口10万人当たりの死者数順位：7位

〔交通死亡事故の特徴〕

- ① 高齢死者が多く、その構成率が高い
⇒ 44人中 27人：61%（前年対比 +1人）
- ② 安全不確認等の漫然運転による死亡事故が多い
⇒ 42件中 33件：79%（前年対比 +5件）
- ③ 悪質危険違反による死亡事故が依然として多い
⇒ 42件中 9件：21%（前年対比 -3件）
- ④ シートベルトの非着用死者が多い
⇒ 21人中 14人：67%（前年対比 +1人）

2 自転車安全利用促進事業（緊急雇用創出事業）の実施結果

(1) 実施期間

平成21年9月1日から平成22年2月26日まで（6ヶ月間）

(2) 事業内容（県下全域において実施）

- ア 広報啓発業務
- イ 自転車利用者の交通ルール・マナー遵守状況調査業務
- ウ 分析と報告書作成業務

(3) 実施結果

ア 広報啓発業務

大型店舗・スーパーマーケット・駅等で啓発チラシ2万枚、啓発物品（自転車用リフレクター）2万個を配布し、自転車の安全利用を呼びかけた。

イ 自転車利用者の交通ルール・マナー遵守状況調査業務（378箇所において、35,969台を調査）

- ・ 調査台数のうち、4分の1（25.1%）に交通違反が認められた。
- ・ 主な違反種別

右側通行	1,679台(4.7%)	並進	1,603台(4.5%)
一時不停止	1,305台(3.6%)	傘さし	1,265台(3.5%)
歩道通行	1,009台(2.8%)		

- ・ 子どものヘルメット着用率

幼児	28.6%	小学生	26.2%
----	-------	-----	-------

ウ 分析と報告書作成業務

調査結果を集計し、データ内容を分析・評価した報告書の作成（各市町、三重県交通対策協議会を構成する機関・団体等に配布）

(4) 自転車の交通事故発生状況

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	H22.5末	増減数
人身事故	1,739	1,638	1,749	1,590	1,512	508	-105
死者数	16	17	11	16	13	6	-1
負傷者数	1,758	1,655	1,769	1,580	1,510	507	-101
死傷者率	9.8	9.4	10.4	10.2	10.0	8.3	-1.4

※ 死傷者率とは、交通事故の死傷者総数に占める自転車事故の死傷者数の割合をいう。

暴力団排除条例（案）について

1 暴力団をめぐる情勢

全国の暴力団情勢は、山口組が全暴力団構成員等の約46%を占め、一極集中の傾向が顕著である。

県内の暴力団情勢は、山口組が97.4%を占めるなど、山口組勢力一色となっている。

2 条例案の目的及び必要性

(1) 目的

暴力団が県民生活や県内の事業に与える不当な影響を社会全体で排除し、県民の安全で平穏な生活を確保するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 必要性

暴力団を壊滅するためには、警察だけの取組みだけでは十分ではなく、社会が一体となって暴力団を孤立化させ、追い詰めていくことが重要である。

このため、「社会対暴力団」という構図の下に、暴力団排除活動の強化を図り、社会全体で暴力団を排除していく必要がある。

3 条例案の概要

別紙のとおり

4 本県条例案の特徴

本県は、御遷宮を間近にした伊勢神宮をはじめ、世界遺産である熊野古道長島スパランド等、全国から多数の者が訪れる観光県である。

こうした本県の特徴を踏まえつつ、県民及び来訪者にとって「暴力団のいない安全で安心して楽しめるまち」の実現に向け、

- 飲食店、風俗営業店等における暴力団排除対策の推進
- 旅館、ホテル等における暴力団排除対策の推進

に関する規定を、本県独自に明文化した。

5 全国の制定状況

佐賀県（21.7.1 施行）福岡、長崎及び鹿児島県（22.4.1 施行）においては、それぞれ施行され、愛媛県は、本年8月1日から施行予定である。

また、その他都道府県においても、制定に向けた諸準備を推進中である。

6 今後の予定

- (1) パブリックコメントの実施（5月27日から6月25日までの30日間）
- (2) 平成22年第2回三重県議会定例会（9月）において、本県条例案を上程予定

別紙「3 条例案の概要」

条例案の概要		パブリックコメント
第1章 総則		1 基本理念・県の責務等
1 基本理念	暴力団排除は、社会全体として、暴力団が県内の事業活動又は県民生活に不当な影響を生ぜしめる存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、県民等（県民及び事業者をいう。）、関係機関及び三重県公安委員会から暴力団対策法第32条の2第1項の規定により三重県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者（財団法人暴力追放三重県民センター）を始めとする関係団体による相互の連携及び協力の下に推進する。	暴力団排除（暴力団による不当な行為を防止し、及びこれにより県民生活又は県内の事業活動に生じた不当な影響を排除すること。）は、社会全体として、暴力団が県内の事業活動又は県民生活に不当な影響を生ぜしめる存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、県民等（県民及び事業者をいいます。）、関係機関及び関係団体が相互に連携、協力し、推進されなければならないこととします。
2 県の責務	(1) 県民等、関係機関及び関係団体が行う暴力団排除活動を支援 <ul style="list-style-type: none"> 県は、県民等、関係機関及び関係団体が暴力団排除のための活動を行うおうとする場合には、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援の措置を講ずる。 (2) 県民等の安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> 県は、県民等が安心して暴力団排除のための活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮する。 	県は、県民等、関係機関及び関係団体が暴力団排除のための活動を行おうとする場合には、情報の提供、助言、指導その他必要な支援の措置を講ずることとします。 また、県民等が安心して暴力団排除のための活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮することとします。
3 県民等の責務	(1) 県民の責務 <ul style="list-style-type: none"> 県民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (2) 事業者の責務 <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し暴力団との一切の関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (3) 県民等の責務 <ul style="list-style-type: none"> 県民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。 	県民及び事業者は、基本理念にのっとり、相互の連携協力を図って暴力団排除のための活動に取り組み、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力し、また暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めることとします。
第2章 暴力団排除に関する基本的施策等		2 県の施策
1 県の基本的施策等	(1) 関係機関及び関係団体と連携した体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 県は、関係機関及び関係団体と連携して、暴力団排除のための体制を整備するものとする。 警察署長は、その管轄区域において、市町及び関係団体と連携を図り、暴力団排除を推進するものとする。 (2) 不当要求行為に対する通報等、必要な対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 県は、暴力団員等から不当要求行為があった場合には、これを拒否するとともに、当該不当要求行為について、警察への通報その他適正かつ円滑な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。 	(1) 不当要求行為に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 県は、暴力団員等から不当要求行為があった場合には、これを拒否するとともに、警察への通報その他適正かつ円滑な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずることとします。

	<p>(3) 被害者等に対する保護対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察本部長は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を被るおそれがあると認められる者に対し、警察官に警戒させるなど、保護対策の実施に必要な措置を講ずるものとする。 県は、市町に対し、保護対象者の保護のために必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。 <p>(4) 暴力団員等に対する請求に係る訴訟の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする県民等に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。 <p>(5) 暴力団からの離脱の促進及び社会復帰の援助</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、事業者、センター等と連携しながら、暴力団員の組織からの離脱を促進し、その社会復帰を援助するために必要な措置を講ずるものとする。 <p>(6) 広報及び啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、県民等が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、県内等における暴力団の活動実態等について県民等に周知するほか、センター等と連携し、暴力団排除の気運を醸成するための集会を開催するなど、広報及び啓発を行うものとする。 <p>(7) 国及び他の都道府県との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、暴力団排除活動の推進に当たっては、国及び他の都道府県との連携を図るものとする。 <p>(8) 市町への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、市町に対し、暴力団排除のための施策が講じられるよう、情報の提供、助言その他の必要な協力をを行うものとする。 	<p>(2) 暴力団からの離脱の促進、保護措置</p> <p>県は、暴力団員の組織からの離脱を促進し、その社会復帰を援助するために必要な措置を講ずることとし、警察本部長は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を被るおそれがあると認められる者に対し、警察官に警戒させるなど、保護対策の実施に必要な措置を講ずることとします。</p> <p>(3) 訴訟に対する支援</p> <p>県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うこととします。</p> <p>(4) 広報及び啓発、関係機関との連携、協力</p> <p>県は、県民等が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行い、暴力団排除活動の推進に当たって、国及び他の都道府県との連携、市町に対する協力をを行うこととします。</p>
<p>2 県の事務及び事業等における措置</p>	<p>○ 公共事業等の事務又は事業が、暴力団を利することとならないよう、必要な措置を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、公共事業その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者などを県が実施する入札等に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。 	<p>県は、公共事業その他の県の事務又は事業において、暴力団を利することとならないよう、暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者などを県が実施する入札等に参加させない等の必要な措置を講ずることとします。</p>
<p>3 公の施設の使用における措置</p>	<p>○ 公の施設の使用が、暴力団に利することとならないよう、当該使用の承認等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定された法人その他の団体は、県が設置した公の施設が暴力団の活動の用に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用を承認せず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。 	<p>県又は指定管理者は、県が設置した公の施設が暴力団の活動の用に利用されると認めるときは、使用を承認せず、又は当該使用の承認を取り消すことができることとします。</p>
<p>第3章 青少年の健全育成を図るための措置</p>	<p>3 青少年の健全な育成を図るための措置</p>	

<p>1 暴力団への加入防止のための措置</p>	<p>(1) 中学生、高校生に対する暴力団への加入防止等の教育を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、生徒又は学生が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるように努めるものとする。 <p>(2) 青少年に対する暴力団への加入等の助言、指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 親権者、未成年後見人その他の青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。 <p>(3) 県は、前項に規定する者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p>	<p>県は、学校教育及び社会教育において、青少年（18歳未満の者をいう。）が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団員等による犯罪被害を受けないための教育が行われるよう適切な措置を講じるよう努めることとします。</p>
<p>2 暴力団事務所の開設及び運営の禁止</p>	<p>○ 青少年の良好な環境を確保するため、学校等の施設から周囲200メートルの範囲での暴力団事務所の開設、運営を禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。） イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所 ウ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 エ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館 オ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館 カ 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所 キ 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所 ク 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所 ケ ア〜クに掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの 前項は、条例施行の際、現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設されている事務所であって、その開設後に同項に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより、同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合はこの限りでない。 <p>※ 本項については、罰則を予定しているが、内容については、関係機関と協議中</p>	<p>青少年の健全育成を図るため、学校、児童福祉施設、図書館などの教育施設から周囲200メートルの範囲においては、暴力団事務所を新規に開設又は運営してはならないこととし、違反した場合には罰則を科すこととします。</p>

<p>第4章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等</p> <p>1 利益の供与 (1) 事業者が、暴力団の威力を利用する目的等で行う利益の供与を禁止</p>	<p>4 事業者が講ずべき措置</p> <p>事業者が、自己の事業に関して、暴力団の威力を利用する目的、暴力団の活動又は運営に</p>
--	---

<p>与等の禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。 イ 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。 事業者は、前記(1)のほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。 <p>(2) 事業者が情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与を禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、前項のほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。 <p>ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>※ 本項については、違反事実に対する公安委員会の調査、勧告を行い、調査に拒否したり、勧告に従わない場合は、公表の措置を講じる。</p>	<p>協力する目的で暴力団員等に利益の供与をすることを禁止します。</p> <p>違反した事業者に対しては、違反事実に関する勧告・公表の措置を講じることができることとします。</p>
<p>2 威力利用の禁止</p>	<p>○ 事業者が、暴力団の威力を利用することの禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、前記「利益の供与等の禁止」に記載するもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。 	
<p>3 取引関係者の確認及び契約時における措置</p>	<p>○ 事業者が、取引の相手方が暴力団員でないことを確認し、契約を締結する場合は、暴力団員を契約の相手方としない旨を契約内容に規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。 事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、暴力団員を契約の相手方としない旨の定めを設けるよう努めるものとする。 	<p>(1) 取引関係者の確認 事業者は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める取引について、取引の相手方等が暴力団員でないことを確認するよう努めることとします。</p> <p>(2) 契約時における措置 事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合には、その契約の内容として、暴力団員を契約の相手方としない旨の定めを設けるよう努めることとします。</p>
<p>第5章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等</p>		
<p>暴力団員等は、情を知って、事業者から、第4章暴力団員等の利益供与の禁止等に記載する「1 利益の供与等の禁止」に違反する利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。</p> <p>※ 本項については、違反事実に対する公安委員会の調査、勧告を行い、調査に拒否したり、勧告に従わない場合は、公表の措置を講じる。</p>		<p>前記4 事業者が講ずべき措置の欄に「前記の利益供与を受けた暴力団員に対しても同様の措置を講じることとします。」と記載している。</p>
<p>第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等</p>		<p>5 不動産取引に関する措置</p>
<p>1 不動産譲渡等をしようとする者等の責務</p>	<p>(1) 契約の相手方に対し、暴力団事務所に使用しないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内に所在する不動産（以下単に「不動産」という。）の譲渡又は賃貸（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。 <p>(2) 暴力団事務所に使用することを知っての取引の禁止</p>	<p>(1) 県内に所在する不動産の取引（売買、賃貸借等）を行おうとする者は、取引に係る契約の前に、契約の相手方に対し、不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めることとします。</p> <p>(2) 不動産の取引を行おうとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、取引に係る契約をすることを禁止し、違反した場合は、違反事実に関する勧告・公表の措置を講じることができることとします。</p> <p>(3) 不動産の取引を行おうとする者は、不動産取引に当たり、当該不動産が暴力団事務所</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。 ※ 本項については、違反事実に対する公安委員会の調査、勧告を行い、調査に拒否したり、勧告に従わない場合は、公表の措置を講じる。 <p>(3) 暴力団事務所に使用している場合、契約解除又は買戻しを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者が催告をすることなく、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨を定めるよう努めなければならない。 ・ 譲渡等に係る不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明した場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをしよう努めるものとする。 	<p>に使用されていることが判明したときは、催告をせずに契約を解除し、又は不動産の買戻しをしよう努めることとします。</p>
<p>2 不動産譲渡等の代理等を行う者の責務</p>	<p>(1) 不動産の譲渡等に関し、必要な助言、指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前記「1 不動産譲渡等をしようとする者等の責務」を遵守するために必要な助言その他の措置を講じなければならない。 <p>(2) 暴力団事務所に使用することを知っての契約の代理等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。 <p>※ 本項については、違反事実に対する公安委員会の調査、勧告を行い、調査に拒否したり、勧告に従わない場合は、公表の措置を講じる。</p>	<p>(1) 不動産取引の代理又は媒介をする者は、不動産取引を行う者が、上記の不動産の契約に関する規定を遵守するために必要な助言その他の措置を講じなければならないこととします。</p> <p>(2) 何人も、不動産が暴力団事務所に使用されることを知って、取引の代理又は媒介をしてはならないこととし、違反した場合は、違反事実に関する勧告・公表の措置を講じることができることとします。</p>
<p>第7章 安全安心まちづくりに向けた暴力団排除対策の推進</p>		<p>6 安全安心まちづくりに向けた暴力団排除対策の推進</p>
<p>1 飲食店、風俗営業店等における暴力団排除対策の推進</p>	<p>○ 飲食店等のみかじめ料等拒否に向けた必要な助言、指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察本部長及び関係団体は、県民及び来訪者にとって安全で安心して楽しめるまちを実現するため、酒類提供飲食店を始めとする飲食店、風俗営業店を営む者が、次に掲げる暴力団員からの要求を拒否することができるよう、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。 ア 縄張内（正当な権原がないにもかかわらず自己の権の対象範囲として設定していると認められる区域をいう。）で、営業を営むことを容認する対償としての金品等の支払要求 イ 営業を営む者の当該営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため、顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務について、その提供及び対償としての金品等の支払要求 	<p>警察本部長及び関係団体は、酒類提供飲食店を始めとする飲食店、風俗営業店を営む者が、暴力団員からのみかじめ料、用心棒料にかかる要求を拒否することができるよう情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うこととします。</p>
<p>2 旅館、ホテル等における暴力団排除対策の</p>	<p>(1) ホール、客間等その他の施設が、暴力団の活動等に使用するものでないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館、ホテル等の事業者（以下「旅館等事業者」という。）は、県民及び来訪者にとって安全で安心して楽しめるまちを実現するため、ホー 	<p>旅館、ホテル等の事業者は、暴力団の活動等の用に供されることを知ってホール、客間等の施設を利用させてはならないこととし、違反した場合は、違反事実に関する勧告・公表の措置を講じることができることとします。</p>

推進

ル、客間等その他の施設（以下「ホール等」という。）の利用に関し、当該ホール等の使用が暴力団の活動又は運営に資することとなる各種活動（以下「暴力団の活動等」という。）でないことを確認するよう努めなければならない。

(2) ホール等が暴力団の活動等に使用することを知っての契約の禁止

- ・ 旅館等事業者は、ホール等が暴力団の活動等の用に供されることを知って、当該ホール等の使用に係る契約をしてはならない。

※ 本項については、違反事実に対する公安委員会の調査、勧告を行い、調査に拒否したり、勧告に従わない場合は、公表の措置を講じる。

(3) ホール等が暴力団の活動等に使用されることが判明した場合の契約の解除

- ・ 旅館等事業者は、ホール等の使用に係る契約において、当該ホール等が暴力団の活動等に使用されることが判明したときは、当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。
- ・ 県は、旅館等事業者に対して、前項の措置が講じられるよう、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。